紙申請

令和7・8年度（2025・2026年度） **随時登録**

入札参加資格審査申請書　提出要領

建設工事

申請受付期間

令和7（2025）年4月1日（火）～

○　宇都宮市が発注する建設工事の一般競争入札等に参加を希望する方は，この要領をよくお読みいただいた上で申請してください。

○　毎月５日までの１か月間に申請のあった事業者を，翌月１日に入札参加有資格者名簿に登載します。

目　次

１　宇都宮市入札参加資格について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　資格要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　総合点数の算出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
４　申請から登録までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
５　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
６　添付書類等の詳細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
７　工事種別（工種）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
８　登録後の提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
９　登録後の変更，取消　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
１０　登録後に合併等があった場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
【参考】地方自治法施行令（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

宇都宮市理財部契約課

１　宇都宮市入札参加資格について

・　宇都宮市の入札に参加するには，入札参加有資格者名簿に登載されていること（登録）が必要です。
・　登録できる工事種別（工種）数は，７工種までです。
・　登録は，入札における指名や工事の受注を約束するものではありません。
・　**審査基準日は，申請書提出時期によって異なります。次表により確認してください。**申請書類には，審査基準日現在の状況を記載してください。
・　次表の申請書提出期間内（消印有効）に申請のあった事業者を，登録日に入札参加有資格者名簿に登載します。有効期間は，登録日から**令和９年３月３１日**までです。

【令和７年度のスケジュール】

申請書提出期間	審査基準日	登録日
令和　7年　4月　1日～　4月　5日	令和　7年　3月　1日	令和　7年　5月　1日
令和　7年　4月　6日～　5月　5日	令和　7年　4月　1日	令和　7年　6月　1日
令和　7年　5月　6日～　6月　5日	令和　7年　5月　1日	令和　7年　7月　1日
令和　7年　6月　6日～　7月　5日	令和　7年　6月　1日	令和　7年　8月　1日
令和　7年　7月　6日～　8月　5日	令和　7年　7月　1日	令和　7年　9月　1日
令和　7年　8月　6日～　9月　5日	令和　7年　8月　1日	令和　7年１０月　1日
令和　7年　9月　6日～１０月　5日	令和　7年　9月　1日	令和　7年１１月　1日
令和　7年１０月　6日～１１月　5日	令和　7年１０月　1日	令和　7年１２月　1日
令和　7年１１月　6日～１２月　5日	令和　7年１１月　1日	令和　8年　1月　1日
令和　7年１２月　6日～令和　8年　1月　5日	令和　7年１２月　1日	令和　8年　2月　1日
令和　8年　1月　6日～　2月　5日	令和　8年　1月　1日	令和　8年　3月　1日
令和　8年　2月　6日～　3月　5日	令和　8年　2月　1日	令和　8年　4月　1日

※　令和８年度以降のスケジュールにつきましては，確定次第，順次お知らせいたします。

２　資格要件

申請者は，次の(1)～(8)の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法的な契約能力を有していること。

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。（「【参考】 地方自治法施行令(抜粋）」（16ページ）参照）

(2) 国税に未納がないこと。

法人にあっては，「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。
個人にあっては，「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

(3) 市税に未納がないこと。

宇都宮市に納税義務がある場合，市税に未納がないこと。
※　資格の有効期間中に市税の未納が確認された場合，完納が確認されるまでの間，入札に参加できないことがあります。

⑷ **暴力団関係者ではないこと。**

申請者及び申請者の役員, 申請者の使用人, 申請者の経営に事実上参加している者が, 宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

⑸ **建設業法の許可を受けていること。**

登録を希望する工種について，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の許可を受けていること。

⑹ **総合評定値の通知を受けていること。**

登録を希望する工種について，審査基準日から１年７か月以内の日を基準日とする経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）において，総合評定値（Ｐ）の通知を受けていること。

⑺ **完成工事高の計上があること。**

登録を希望する工種について，上記の経営事項審査の結果通知書において，完成工事高を有すること。

⑻ **社会保険等（健康保険，厚生年金保険，雇用保険のすべて）に加入し，次の届出の義務を履行していること（適用除外の場合を除く。）。**

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務
イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務
ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

３　総合点数の算出

⑴ **総合点数**

提出された申請書の内容を審査し，工種ごとに総合点数を算出し，一部の工種については等級の格付を行います。

総合点数⑴＝ 客観的事項審査点数⑵ ＋ 主観的事項審査点数⑶ － 減点事項審査点数⑷

⑵ **客観的事項審査点数**

経営事項審査の結果通知書に記載された総合評定値（Ｐ）とします。

⑶ **主観的事項審査点数**

宇都宮市内に本店を有する者（以下「市内事業者」という。）にのみ付与します。

次表により，宇都宮市が特に評価する企業活動等について審査項目ごとに算出し，その合計点数とします。

<table>
<tr><th>評価事項</th><th>審査項目</th><th colspan="2">審査点数　※1</th></tr>
<tr><td rowspan="4">技術力</td><td colspan="3">市工事成績評定点</td></tr>
<tr><td>・　定期登録の審査基準日前３か年（令和３年１２月１日～令和６年１１月３０日）に工事検査を完了した本市工事の工種ごとの工事成績評定点の平均点に応じて点数を付与する。
・　共同企業体による工事は，各構成員の工事成績評定点として扱う。
・　前回の登録事業者で審査基準日前３か年に一度も契約締結していない事業者，契約は締結しているが竣工検査が終わっていない事業者及び新規登録事業者へは付与しない。
<table>
<tr><th>工事成績評定点の平均点</th><th>審査点数</th></tr>
<tr><td>９０点以上</td><td>１００点</td></tr>
<tr><td>８０点以上，９０点未満</td><td>９５点</td></tr>
<tr><td>７５点以上，８０点未満</td><td>９０点</td></tr>
<tr><td>７０点以上，７５点未満</td><td>８０点</td></tr>
<tr><td>６５点以上，７０点未満</td><td>７５点</td></tr>
<tr><td>６０点以上，６５点未満</td><td>７０点</td></tr>
<tr><td>５０点以上，６０点未満</td><td>６０点</td></tr>
<tr><td>５０点未満</td><td>０点</td></tr>
</table></td><td>左表の通り</td><td>上限
１００</td></tr>
<tr><td colspan="3">優良建設工事表彰状況</td></tr>
<tr><td>技術力</td><td>・　宇都宮市優良建設工事表彰要綱の規定に基づき受彰した事業者に，工種ごとに３件を上限として，定期登録の審査基準日前３か年（令和３年１２月１日～令和６年１１月３０日）に表彰を受けた件数１件につき１０点を付与する。
・　上記のうち，優秀賞については件数１件につき１２点を付与する。
・　共同企業体の場合は，各構成員に付与する。
<table>
<tr><th>表彰件数</th><th>表彰</th><th>優秀賞</th></tr>
<tr><td>1件</td><td>１０点</td><td>１２点</td></tr>
<tr><td>2件</td><td>２０点</td><td>２４点</td></tr>
<tr><td>3件</td><td>３０点</td><td>３６点</td></tr>
</table></td><td>左表の通り</td><td>上限３６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全対策</td><td colspan="3">建設業労働災害防止協会加入状況</td></tr>
<tr><td>建設業労働災害防止協会に加入している。</td><td>１２</td><td>上限１２</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品質確保・環境配慮対策</td><td colspan="3">品質管理システムに関する規格の取得状況</td></tr>
<tr><td>ＩＳＯ９００１を取得している。</td><td>１２</td><td>上限１２</td></tr>
<tr><td colspan="3">ＳＢＴ認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況</td></tr>
<tr><td>ＳＢＴ認定を受けている。</td><td>8</td><td rowspan="3">上限8</td></tr>
<tr><td>ＩＳＯ１４００１を取得している。</td><td>8</td></tr>
<tr><td>エコアクション２１又はＥＣＯうつのみや２１を取得している。</td><td>5</td></tr>
</table>

災害対応	**災害時における本市への協力体制の状況**		
	次のいずれかに該当している。 ・　宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 ・　宇都宮自衛消防協会に加入している。 ・　宇都宮危険物保安協会に加入している。 ・　宇都宮市と災害時における協力協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 ・　宇都宮市防災協力事業所に登録している。	１２	上限１２
社会貢献度・地域貢献度	**①　障がい者雇用の状況**	０ ～ ３０ ※２	上限３０
	次のいずれかに該当している。 ・　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の規定による障がい者の雇用義務を達成している。 ・　雇用義務はないが，審査基準日現在で障がい者を雇用している。		
	②　次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況		
	次のいずれかに該当している。 ・　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 ・　同法に基づく基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている。		
	③　女性の職場における活躍を推進する取組状況		
	次のいずれかに該当している。 ・　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 ・　同法に基づく基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている。 ・　男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞している。		
	④　宇都宮まちづくり貢献企業認証取得状況	０ ～ ３０ ※２	上限３０
	・　宇都宮まちづくり貢献企業の認証を取得している。		
	⑤　自治会加入状況		
	・　事業者として自治会へ加入している（賛助会員を含む。）。		
	⑥　自治会活動協力状況		
	・　事業者として自治会の催事等の活動に協力している。		
	⑦　宇都宮市健康づくり事業者表彰受賞状況		
	・　宇都宮市健康づくり事業者表彰を受賞している。		
	⑧　エコ通勤優良事業所認証状況		
	・　エコ通勤優良事業所認証を取得している。		

※１　審査点数の上限とは，各審査項目において複数の要件を満たしていた場合における加点上限点数です。

※２　社会貢献度・地域貢献度については，①～⑧の項目のうち取り組んでいる項目の数に応じて次表の審査点数を付与します。

取組数	審査点数
６～８項目	３０
４～５項目	２０
２～３項目	１０
１項目	５
０項目（取組無し）	０

(4) 減点事項審査点数

審査基準日前３か年に宇都宮市から入札参加停止措置を受けた場合，次表の審査点数を減点します。

入札参加停止期間	審査点数
３か月未満	２
３か月以上６か月未満	４
６か月以上	６

４　申請から登録までの流れ

(1) 令和７年度の申請受付期間

令和７（２０２５）年４月１日（火）～令和８（２０２６）年３月５日（木）

・　上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

(2) 提出書類の準備と発送

・　「５　提出書類」と「６　添付書類等の詳細」（6～13 ページ）をよくお読みいただいた上で，提出書類を準備してください（記載内容等について問い合わせる場合がありますので，提出書類は必ず控を用意し，審査結果の通知が届くまで保管してください。）。

・　「６　添付書類等の詳細(18)」（13 ページ）参照に記載した形状のＡ４版クリアーホルダーに入れてください。クリアーホルダーに入れた提出書類を，角２封筒に入れてください。

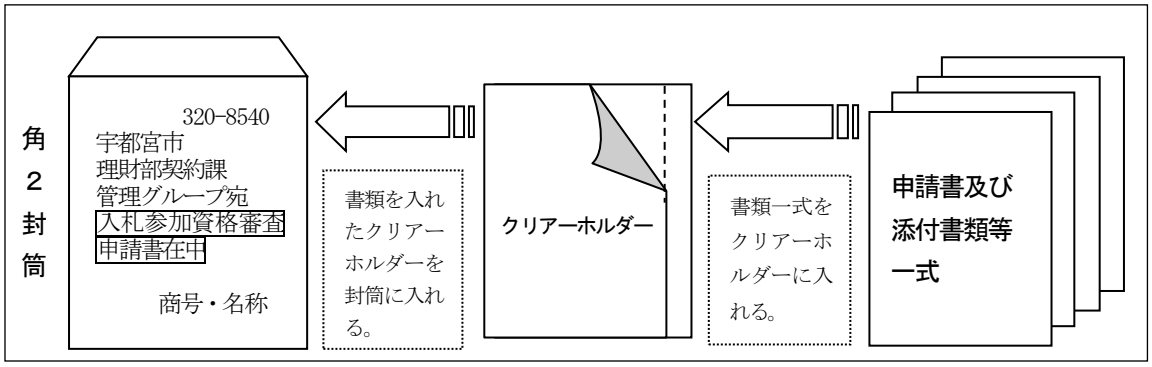

・　封筒の表には，送付先や申請者の商号又は名称のほか，**「入札参加資格審査申請書在中」（朱書き）**と記載し，受領の確認ができる**書留又は簡易書留にて郵送**してください。（レターパックプラスによる送付も可。レターパックライトは受領の確認ができないため不可。）。　送付先は，次のとおりです。

〒３２０－８５４０（宇都宮市役所専用郵便番号）
宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市　理財部　契約課　管理グループ

⑶ 受付票の送付

・　毎月５日に申請を締め切った後に，郵便はがき（「６　添付書類等の詳細(17)」（13ページ）参照）に受付票を印刷し送付いたします。
・　受付票には，申請に係る問い合わせの際に必要となる申請受付番号が記載されていますので，審査結果の通知が届くまで保管してください。

⑷ 申請書提出後の変更

申請書提出後に記載内容に変更があった場合（例：称号又は名称，住所又は所在地，代表者又は代理人，電話番号等に変更があった場合）は，契約課へ御連絡ください。

⑸ 審査結果の通知

審査結果（登録の可否，総合点数及び等級）は，郵便はがき（「６　添付書類等の詳細(17)」（13ページ）参照）により通知します。

⑹ 入札参加有資格者名簿への登載（登録）

資格の認定を受けた申請者は，令和７・８年度の入札参加有資格者名簿に登載されます。

資格の有効期間（登録期間）は，令和９年３月３１日までです。

⑺ 入札参加有資格者名簿の公表

以下の内容を記載した入札参加有資格者名簿を，行政情報センター（本庁舎１階）において閲覧に供するとともに，宇都宮市公式Ｗｅｂサイト上で公表しますので，御了承ください。

○工種及び等級　○商号又は名称　○代表者職氏名
○本店の所在地　○本店の電話番号・ＦＡＸ番号　○代理人の名称及び電話番号
○総合点数（客観的事項審査点数及び主観的事項審査点数）

５　提出書類（申請書類及び添付書類等）

・　申請書類等の様式は，下記のホームページからダウンロードしてください。なお，契約課窓口（本庁舎５階）でも配布しております。

○　宇都宮市公式Ｗｅｂサイト　ＵＲＬ：https://www.city.utsunomiya.lg.jp/
「トップページ」＞「産業・ビジネス」
＞「入札情報」＞「入札情報（部門別）」＞「入札参加資格」
＞「入札参加資格の随時登録（令和７年度～）」

・　申請書類等は，この提出要領に従って作成し，**記載漏れや押印漏れがないよう確認した上で提出してください**。
・　提出書類に虚偽の記載があった場合は，資格を承認しないことがあります。また，登録後に虚偽の記載が判明した場合は，資格を取り消すことがあります。

(1) 申請書類（○＝必ず提出　△＝必要に応じ提出）

・　別添「記載例」を参照の上，以下の申請書を提出してください。

・　申請書類は，宇都宮市が指定した様式を使用してください。**令和７年度から様式が変更されています。指定様式以外の様式による申請は受け付けませんので，御注意ください。**

・　申請書類には，審査基準日現在の状況を記載してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
申請書	1	審査申請書	○	○	代理人に係る委任状を兼ねています。
	2	申請者状況調書及び登録希望工種調書	○	○	
	3	誓約書	○	○	暴力団等と関係していないことに係る誓約書です。
	4	主観点に関する調書	△	△	市内事業者のみ提出してください。

(2) 添付書類等（○＝必ず提出　△＝必要に応じ提出　×＝不要）

・　「６　添付書類等の詳細」（9～13 ページ）を参照の上，必要な書類等を提出してください。

・　各書類の写しを提出してください。ただし，(4)「印鑑証明書」は，**原本**を提出してください。

・　**証明書は，審査基準日前３か月以内に発行されたものを提出してください。**なお，３か月以内に変更があった場合は，変更が反映された最新のものを提出してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
添付書類	(1)	商業登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	○	×	法務局が発行したもの
	(2)	身分証明書 （破産していないこと等の証明書）	×	○	本籍地の市区町村が発行したもの ※　注　提出要領P. 9（2）参照
	(3)	登記されていないことの証明書 （成年被後見人でないこと等の証明書）	×	○	法務局が発行したもの ※　注　提出要領P. 9（3）参照
	(4)	印鑑証明書**【原本】**	○	○	法人＝法務局が発行したもの 個人＝住所地の市区町村が発行したもの
	(5)	国税に係る納税証明書	○	○	税務署が発行したもの 法人＝納税証明書（その３の３） 個人＝納税証明書（その３の２）
	(6)	建設業の許可通知書	○	○	登録を希望する工種のもの
	(7)	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書	○	○	審査基準日に有効かつ最新のもの
	(8)	みなし登録電気工事業者届出受理証等（届出を証明する書類）	△	△	工種「電気工事」の登録を希望する申請者のみ
	(9)	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表	○	○	建設業許可申請の際に添付したもの

・ **市内事業者は，以下の(10)～(16)について該当がある場合は提出してください。**
・ 報告書，策定届等の控えについては，提出先が受付済みであることが確認できるもの（受付印等が押印されたもの）の写しを提出してください。
・ (15)「自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書」は，原本を提出してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
添付書類	(10)	建設業労働災害防止協会加入証明書	△	△	建設業労働災害防止協会栃木県支部が発行したもの
	(11)	ＳＢＴ認定証及びＩＳＯ認証書等	△	△	認証等を取得している場合
	(12)	障害者雇用状況報告書の控え	△	△	障がい者の雇用義務があり，雇用を達成している場合
		雇用している障がい者の障がい者手帳と当該障がい者を雇用していることが確認できる書類			障がい者の雇用義務はないが，雇用している場合
	(13)	（次世代育成支援対策推進法に基づく）一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
		（同法に基づく）基準適合一般事業主認定通知書			くるみん認定を受けている場合
	(14)	（女性活躍推進法に基づく）一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
		（同法に基づく）基準適合一般事業主認定通知書			えるぼし認定を受けている場合
	(15)	自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書（指定様式）**【原本】**	△	△	宇都宮市内の自治会への加入・活動協力状況を記載
	(16)	エコ通勤優良事業所認証・登録通知書	△	△	認証を取得している場合

・ 以下の(17)～(19)については，すべての申請者が提出してください。

	番号	提出物	法人	個人	備考
添付物	(17)	郵便はがき （**８５円**の通常はがき×**２枚**）	○	○	表面に返信先を記載
	(18)	クリアーホルダー （Ａ４・インデックス付）	○	○	インデックスに申請者の商号又は名称を横書きで記載 ※ 注 提出要領P.１３（１８）参照
	(19)	提出書類確認表	○	○	記載例参照

６　添付書類等の詳細（○＝必ず提出　△＝必要に応じ提出　×＝不要）

⑴ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）法人＝○，個人＝×

法人の申請者は，法務局で商業登記簿の「履歴事項全部証明書」の交付を受け，写しを提出してください。

※　「現在事項」証明書や「一部」証明書での申請はできませんので，御注意ください。

⑵ 身分証明書（破産していないこと等の証明書）法人＝×，個人＝○

個人の申請者は，本籍地の市区町村で身分証明書の交付を受け，写しを提出してください。

※　「身分証明書」とは，禁治産又は準禁治産宣告の通知，後見人の登記の通知，破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。

⑶ 登記されていないことの証明書（成年被後見人でないこと等の証明書）

法人＝×，個人＝○

個人の申請者は，法務局で「登記されていないことの証明書」の交付を受け，写しを提出してください。

※　「登記されていないことの証明書」とは，成年被後見人，被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。法務局への証明申請書の証明事項欄は「**成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。**」を選択してください。

⑷ 印鑑証明書【原本提出】　法人＝○，個人＝○

ア　法人の申請者の場合

法務局で商業登記の「印鑑証明書」の交付を受け，**原本**を提出してください。

イ　個人の申請者の場合

住所地の市区町村で，本人の「印鑑登録証明書」の交付を受け，**原本**を提出してください。

⑸ 国税に係る納税証明書　法人＝○，個人＝○

国に納税義務がある場合，所轄の税務署で国税に未納がないことを証明する証明書の交付を受け，写しを提出してください（オンライン請求は www.e-tax.nta.go.jp へ。）。ただし，審査基準日前３か月以内に発行されたものであっても，申請日時点で未納税額の納付期限が過ぎているものは受付できません。

ア　法人の申請者の場合

納税証明書（その３の３）（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）の写しを提出してください。

イ　個人の申請者の場合

納税証明書（その３の２）（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）の写しを提出してください。

⑹ 建設業の許可通知書　法人＝○，個人＝○

審査基準日現在有効な，建設業法第３条第１項の規定による許可通知書の写しを提出してください。

なお，建設業の許可の更新を申請中の場合は，許可官庁の受付印が押印された建設業許可申請書（副本）の写しをいったん提出し，許可通知書が届き次第，追加で提出してください。

⑺ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書　法人＝○，個人＝○

審査基準日から１年７か月以内の日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを提出してください。

この通知書により，社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認いたしますが，結果通知後に社会保険等に加入した場合は，以下の書類も併せて提出してください。

健康保険	年金事務所又は健康保険組合発行の領収証書の写し又は「健康保険適用事業所関係事項確認書」の写し
厚生年金保険	厚生年金保険料の領収証書の写し又は「厚生年金保険適用事業所関係事項確認書」の写し
雇用保険	雇用保険料の領収証書の写し又は「雇用保険適用事業所設置届」の事業主控

⑻ みなし登録電気工事業者届出受理証等（届出を証明する書類）　法人＝△，個人＝△

工種「電気工事」の登録を希望する申請者は，電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和４５年法律第９６号）第３４条第４項の規定による，みなし登録電気工事業者の届出を証明できる書類（「みなし登録電気工事業者届出受理証」等）の写しを提出してください。

⑼ 専任技術者証明書又は専任技術者一覧表　法人＝○，個人＝○

建設業許可申請書に添付した専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写しを提出してください。

なお，建設業の許可の更新を申請中の場合は，当該申請の際に添付したものの写しを提出してください。

・　市内事業者は，以下の(10)～(16)について該当がある場合は提出してください。

(10) 建設業労働災害防止協会加入証明書　法人＝△，個人＝△

建設業労働災害防止協会に加入している申請者は，同協会栃木県支部が発行した「加入証明書」の写しを提出してください。

(11) ＳＢＴ認定証及びＩＳＯ認証書等　法人＝△，個人＝△

以下のア～オの認証等を取得している申請者は，**審査基準日現在有効な**認証書等の写しを提出してください。

ア　ＩＳＯ９００１

ＩＳＯ９００１は，（公財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互承認している審査登録機関が認証する品質マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は，認証書の写しを提出してください。

イ　ＳＢＴ認定

ＳＢＴは，ＣＤＰ・国連グローバルコンパクト・世界資源研究所・世界自然保護基金の４つの機関が共同で運営・認定する，パリ協定※が求める水準と整合した，５年～１５年先を目標年として企業が設定する，温室効果ガス排出削減目標です。認定を受けている申請者は，認定証の写しを提出してください。

※　世界の気温上昇を産業革命前より２℃を十分に下回る水準に抑え，また１．５℃に抑えることを目指すもの

ウ　ＩＳＯ１４００１

ＩＳＯ１４００１は，ＪＡＢ又はＪＡＢと相互承認している審査登録機関が認証する環境マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は，認証書の写しを提出してください。

エ　エコアクション２１

エコアクション２１は，（一財）持続性推進機構（エコアクション２１中央事務局）が認証する日本独自の環境マネジメントシステムです。認証・登録証を取得している申請者は，認証・登録証の写しを提出してください。

オ　ＥＣＯうつのみや２１

ＥＣＯうつのみや２１は，宇都宮商工会議所が認定する環境保全に関する事業所版環境ＩＳＯ規格です。認定を取得している申請者は，認定証の写しを提出してください。

(12) 障がい者の雇用状況を証明する書類　法人＝△，個人＝△

ア　障がい者の雇用義務があり，雇用を達成している場合

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の規定により障がい者の雇用義務がある申請者が雇用義務を達成している場合は，障害者雇用状況報告書の控え（公共職業安定所の受付印があるもの）の写しを提出してください。

イ　障がい者の雇用義務はないが，雇用している場合

障がい者の雇用義務がない申請者が障がい者を雇用している場合は，雇用している障がい者の以下の障害者手帳の写しと当該障がい者を雇用していることが確認できる書類（「健康保険被保険者証」，「雇用保険被保険者決定通知書」等）の写しを提出してください。

身体障がい者	身体障害者手帳	手帳の種別，障がい者の氏名及び生年月日が記載されたページの写し
知的障がい者	療育手帳	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳	

(13) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一般事業主認定通知書　法人＝△，個人＝△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は，当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている申請者は，認定通知書の写しを提出してください。

(14) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一般事業主認定通知書　法人＝△，個人＝△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は，当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている申請者は，認定通知書の写しを提出してください。

(15) 自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書【原本提出】　法人＝△，個人＝△

市内の自治会に加入・活動協力している申請者は，加入・活動協力状況について指定の様式に記載し，所在地，商号又は名称及び代表者職氏名を記載し，代表者印（実印）を押印の上，提出してください。

※　法人の申請者の場合は，代表者や従業員個人ではなく，法人としての協力状況について記載してください。

(16) エコ通勤優良事業所認証・登録通知書　法人＝△，個人＝△

エコ通勤優良事業所認証を公共交通利用推進等マネジメント協議会から受けている申請者は，**審査基準日現在有効な**エコ通勤優良事業所認証・登録通知書の写しを提出してください。

・　(17)～(18)については，すべての申請者が提出してください。

(17) 郵便はがき　法人＝○，個人＝○

受付票の送付及び審査結果の通知に使用しますので，**８５円の通常はがきを２枚**，表面に返信先を記載の上，提出してください。

※　私製はがきや不足分の切手を貼付したはがきは，切手が剥がれることによる料金不足や，印刷における紙詰まりの原因となりますので御遠慮ください。

なお，送付先の記入に，消せるボールペンを使わないでください。また，通信面（裏面）には，何も記載しないでください。

(18) クリアーホルダー　法人＝○，個人＝○

・　クリアーホルダーは，以下のタイプを御用意ください。

※ホルダーのタイプ（①～⑤を全て満たすもの）

①Ａ４サイズ
②透明又は乳白色
③インデックス（見出し）付き
④インデックス（見出し）は長辺全体
⑤インデックス（見出し）の書き込み箇所は白地

【参考】ホルダーの例

メーカー	製品名	品番
ライオン事務器	ＰＰカラーホルダー	CF-33
リヒトラブ	クリヤーホルダー<見出し付>	F-3430
キングジム	フラップホルダー	775

※　上記のほか，同等の形状であれば，メーカーは問いません。

・　インデックス部分左側に，申請者の商号又は名称を横書きで記載してください。

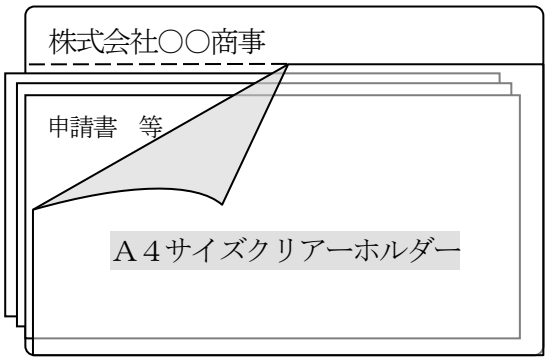

７　工事種別（工種）

工種	コード	工種	コード	工種	コード
土木一式工事	1010	鉄筋工事	1110	しゅんせつ工事	1210
建築一式工事	1020	ガラス工事	1120	防水工事	1220
ほ装工事	1030	塗装工事	1130	熱絶縁工事	1230
管工事	1040	大工工事	1140	さく井工事	1240
電気工事	1050	左官工事	1150	建具工事	1250
造園工事	1060	とび・土工・コンクリート工事	1160	水道施設工事	1260
電気通信工事	1070	石工事	1170	消防施設工事	1270
内装仕上工事	1080	屋根工事	1180	清掃施設工事	1280
機械器具設置工事	1090	板金工事	1190	解体工事	1290
鋼構造物工事	1100	タイル・れんが・ブロック工事	1200		

８　登録後の提出書類

・　最新の経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）が発行されたときは，写しを郵送又はファクシミリにて提出してください。

・　建設業の許可を更新した場合は，許可通知書の写しを郵送又はファクシミリにて提出してください。

９　登録後の変更，取消

(1) 登録内容に変更があった場合

登録後に，入札参加資格審査申請書の記載内容に変更があった場合は，変更届の申請が必要です。遅滞なく下記のホームページを参照の上，電子申請または郵送等により，お手続きください。

○　宇都宮市公式Ｗｅｂサイト　ＵＲＬ：https://www.city.utsunomiya.lg.jp/
「トップページ」＞「産業・ビジネス」
＞「入札情報」＞「入札情報（部門別）」＞「入札参加資格」
＞「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は，「宇都宮市電子申請共通システム」より，利用者登録を行った上で申請してください。

郵送等の場合は，申請書と同様に代表者名で作成し，実印を押印してください（使用印を登録する場合は，使用印の押印も必要です。また，入札契約処理等を代理人へ委任する場合は，代理人印の押印も必要です。）。

いずれの場合も，変更の事実を証する書類を添付し，遅滞なく提出してください。

(2) 登録した工種を取り消す場合

登録後に，登録した業種の全部又は一部を取り消す場合は，取消届の申請が必要です。

遅滞なく下記のホームページを参照の上，電子申請または郵送等により，お手続きください。なお，登録している工種の売上高がなくなった場合も，当該工種について取消届のお手続きが必要となります。

○　宇都宮市公式Ｗｅｂサイト　ＵＲＬ：https://www.city.utsunomiya.lg.jp/
「トップページ」＞「産業・ビジネス」
＞「入札情報」＞「入札情報（部門別）」＞「入札参加資格」
＞「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は，「宇都宮市電子申請共通システム」より，利用者登録を行った上で申請してください。

郵送等の場合は，代表者名で作成し，実印を押印した上で，提出してください。

１０　登録後に合併等があった場合

次のいずれかに該当し，登録事業者が消滅会社等になる場合は，存続会社等が入札参加資格の再認定を受けることができますので，指定の書類を提出してください。

⑴ 会社が合併した場合（存続会社又は新設会社を甲，消滅会社を乙とする。）

- 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※　合併期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- 合併契約書の写し
- 株主総会議事録（合併契約の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- 定款の写し（甲）
- 廃業届の写し（乙）

⑵ 営業譲渡（事業譲渡）を行った場合（譲受会社を甲，譲渡会社を乙とする。）

- 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※　譲渡期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- 営業譲渡（事業譲渡）契約書の写し
- 株主総会議事録（営業譲渡（事業譲渡）の決議に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- 定款の写し（甲）
- 廃業届の写し（乙）

⑶ 会社分割を行った場合（承継会社又は新設会社を甲，分割会社を乙とする。）

- 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※　分割期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- 分割契約書又は新設分割計画書
- 株主総会議事録（分割契約又は新設分割計画の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- 定款の写し（甲）
- 廃業届の写し（乙）

【参考】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は，特別の理由がある場合を除くほか，一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は，一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても，また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり，故意に工事，製造その他の役務を粗雑に行い，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により，契約の後に代価の額を確定する場合において，当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用したとき。

第１６７条の５　普通地方公共団体の長は，前条に定めるもののほか，必要があるときは，一般競争入札に参加する者に必要な資格として，あらかじめ，契約の種類及び金額に応じ，工事，製造又は販売等の実績，従業員の数，資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は，指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

２　普通地方公共団体の長は，前項に定めるもののほか，指名競争入札に参加する者に必要な資格として，工事又は製造の請負，物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について，あらかじめ，契約の種類及び金額に応じ，第１６７条の５第１項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

〒３２０－８５４０
栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市理財部契約課管理グループ
電　話：０２８－６３２－２１７８
ＦＡＸ：０２８－６３２－２１６６
E-mail：u0402@city.utsunomiya.tochigi.jp